

(別添)

「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令和3年11月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

検査を実施する際に、必要に応じて検査対象者の会計監査人等との意見交換を実施することとしたため、所要の改正を行う。

【該当箇所】農林水産省協同組合等検査基本要綱 第6の5（新設）

II 施行時期

令和3年11月25日